

# Economic Partnership Agreement 利用促進セミナー

## ～貿易の円滑化に向けた取組み～

EPA（経済連携協定）とは、国や地域同士で取り決めた輸出入等に関する協定のことで、EPAを利用することで、品物によっては、通常より低い関税率を適用することができます。

現在、我が国では13の国・地域とのEPAが発効されており、今後、TPP（環太平洋経済連携協定）、日EUFTA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTAなどの広域FTAが策定され、EPAの対象となる貿易が増加することが見込まれています。

本セミナーは我が国のEPAの概要、EPAを利用するために知識の習得が必要な原産地規則、関税分類について紹介し、EPAの利用を促進することを目的として開催するものです。

是非、今後の企業戦略・経営戦略の一助として御活用いただければ幸甚です。

### セミナー概要

開催日	平成25年7月10日（水）
会場	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館5階共用中会議室
定員	100名程度
講師	財務省関税局担当者
会費	無料
内容	14:00～14:30 我が国のEPAの概要 14:30～15:30 EPAの原産地規則について 15:30～16:30 関税分類について

※ご出席の方のみ下記に記入のうえ、このまま用紙をFAX 092-477-2255 して下さい。

※準備の都合上、7月3日（水）までにご返信下さい。

※定員に達した場合のみご連絡いたします。

※出席のご返信後にご欠席となる場合、その他ご不明な点は

**福岡財務支局財務広報相談官TEL 092-474-4810（直通）**までお問い合わせ下さい。

記

会社名

ご芳名

連絡先